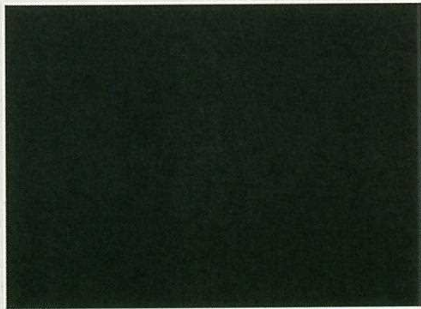


秘
無期限

朝鮮半島出身旧日本軍・軍属の遺骨引渡し問題（クロノロジー）

57. 7. 10
北東アジア課

	日 本 側	韓 国 側
1948	23 4.5.23柱（内遺骨537、位牌3.986）を連合軍総司令部の許可のもとに返還 5.31 2.8.9.9柱（内遺骨2.3.4.2、位牌等557）を送還 （小計 7.4.2.2柱送還）	
1950頃	連合軍総司令部の指示により送還業務中漸 （朝鮮戦争）	
1964	 11.12 前田ア北課長から崔書記官へ事務当局案を申し入れ検討を要請 （案の概要） 	8.22  （崔桃珠書記官、前田ア北課長）

1966

2.2.1

韓国大使館員書記官から北東アジア
課長に申し入れ

(申し入れの要点)

(1) 韓国で遺族が出てきた分を韓国
に引取り残りは東京に埋めておく
こととしたい。

(2) 埋葬経費は日本で負担して欲しい。

(ア北課長)

(1) 差し当り気付きの点として日本に
埋めるのは韓国で問題が起きる可
能性がある。韓国の遺骨の送還は韓
国の費用でやるべきだ。

(2) 申し入れに対しては後日回答する。

3.2.5

日本側処理(案)を文書で韓国大使
館へ申し入れ(4.14.4重北184号)

(1) 韓国に縁故者のある分を韓国側へ
引渡す。この際、縁故者の認定を韓
国側が実施し日本側はこの点責任を
とらない。

(2) 韓国側は日本側へ縁故者リストを
通報する。

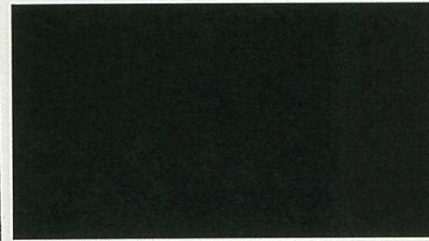
9.1.0

金外務部次官より牛場審議官へ回答
あり

(1) 韓国出身者の遺骨は当然引取る。

(2)

10.6~11.4の間に在韓日本大使館から
外務部へ申し入れ



11.5

日本側申し入れを検討の上、崔課長か
ら三谷（島本）へ提案

（4.1.1.5.韓国試案）

(1) 南出身者分一括引取り

(2)



(3) 縁故者の探し方（略）

(4) 縁故者の範囲

親族、宗親会、団体行政責任者

1.1.4

日本側は具体的な縁故者リストを求めている。

1.2.8

島本より安事務官へリスト督促

1967

1.2.2.6

来日中の崔ア州課長から北東アジア課長へ「縁故者のリストおくれて申し分けない」旨申し越した。

1.2.6

崔課長は三谷（島本）に述べた。

- (1) 縁故者リストを提出するので検討ねがいたい。
- (2) 受渡しの手続の韓国案〔当方からのこれが最大限かの質問に対し〕宗親会は不可能、等限界である旨述べた。

1.2.8

在京大使館呉書記官はア北課長に対し

3.2.4

（日本側の新訓令結局伝達されず）

6.1.7

崔課長から三谷へ

- (1) 4.1.1.5 韓国案への回答の督促
- (2) 私見について検討乞う。遺族の判明分、引取る、未判明分は日本で埋葬。

5.8

（韓国側記録のみ）

1968 11/16

伊達課長より金政務課長へ

[Redacted]

12/3

韓国側から

- (1) 41/1.5 案による解決要望。
 (2) 426/7 崔私見はとり消す。

12/7

申東元ア州課長は島本に対し 41/1.5
 韓国案による解決を更に要望。

26

韓国大使館金太智書記官は

[Redacted]

を求めた。

1969

(これに対し伊達課長より)

- (1) 法律問題を説明。
 (2) 遺族へ引渡すべきことを強調。

◎ 8.28 第3回日韓定期閣僚会議の合意

- (1) 引渡し及早急になされることを希望。
 (2) これがためまず確認のできる遺族及び縁故者に当該遺骨を渡す。

10.2

伊達課長より金書記官へ

○遺族及び縁故者に対して遺骨を引渡
 す案を提示。

○原則論はともかく現実に引取りを希
 望し確認できる遺族又は縁故者に渡
 すことが合意に合致する。

(金書記官より)

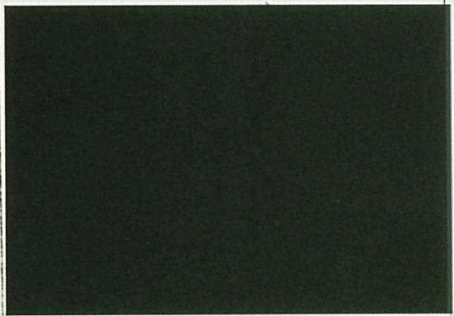
[Redacted]

○本国に報告、意見を求める。

10.27

申課長は前田、荻田に対し、
(2) 「宗親会」を縁故者に入れるよう
検討要請した。

11.14

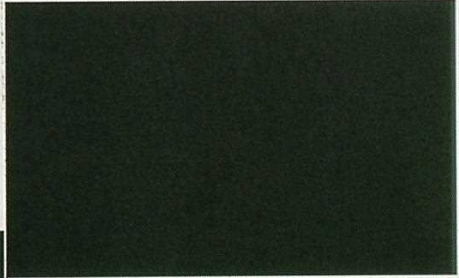
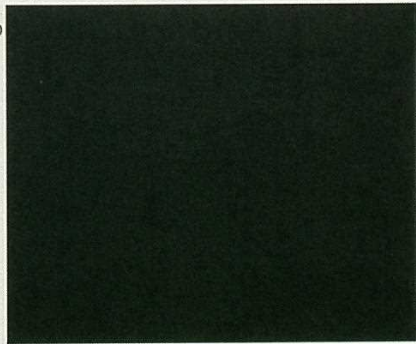
金ア州局長は野田参事官に


12.18~19

厚生省援護局福田庶務課長(野田参事
官、加賀、荻田書記官同席)

金ア州局長

申東北ア州課長

(発言要旨)



原則的に異議なし。

(2) 始める前に全体をカバーする見通しをたてておく。

(3) 「遺族及び縁故者」の範囲をゆるやかに。

「宗親会」を含めることは互いに更に検討する。

(緊急返還)

○善処する。

関係資料を提出されたい。

○移送費用の日本側負担を期待。

(緊急返還)

○遺族からの現実的返還要請

全体と切りはなして処理すべし。

1970

2 /

李厚洛大使から金山大使へ。

- (1) 身元の分っている者は韓国遺族へ引渡してほしい。
- (2) 判明しない者は日本側で無名戦士の碑建立。

3 / 2

外務部より [redacted] 引取り要請越す。

4 / 3

孔東北ア州課長から野田へ。

[緊急引渡し要領]

- (1) 日本政府から直接遺族へ。
- (2) 要すれば韓国側立会。
- (3) 必要書類。

11 / 10

東北ア州課長よりハシヅメへ。

- (1) 韓国政府は引受けることはしない。
- (2) 立会はよい。
- (3) 終了後口上書交換

246 柱

日本→韓国 (11.20)

韓国→日本 (11.24)

1971

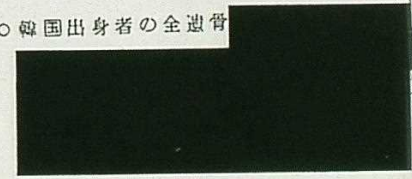
◎ 246 柱引渡し

さらに2080 柱を日本政府が保管中。

1974

1.25 韓国側申し入れ

○ 韓国出身者の全遺骨



2.2.2 日本側回答

○日本側は従来の方針（日韓合意事項、
1969年）を変更すべき十分な理
由を見出しえない。

1975

1.2.3

- ◎
- 戦後30年を経過し、遺族探しが限
界にきている。
 - 遺族が判明しないからといっていつ
までも日本に保管することは不自然。

以上を踏まえて、本件の最終的解決
をはかるため韓国政府に対し「解決案」
を呈示。（別紙1 解決案）

1.2

韓国側に「解決案」を再度申し入れ。

1976

1.0.3.1

再度申し入れ。

1977

1.0.2.7

遠藤課長から在京樞書記官に対し、
○韓国側対案の問題点を提起。
（樞書記官はこれを日本側の counter
proposal と受けとめ、本国に訓令
を求める旨答えた。）

1.0.1.8

◎ 韓国側対案を呈示

（別紙2 1.0.1.8 韓国側対案）

1.0.2.0

朴東北アジア課長のとりあえずのコ
メント。

1978

5.12

権書記官から佐藤ア北課長に対し

○77.10の日本側との会談は政府に報告したがその後新しいものは届いていない。

対案をすみやかに呈示するよう努力したい。

ペンディングとなつている諸点についてはその上で個々の内容につき協議したい。

1.21

李書記官から佐藤ア北課長に対し

○(正式な訓令にもとづくものではなく非公式な打診として受けとつてもらいたい旨前置きの後)

○合意文(案)を作成したので御検討願いたい。

124

ア北課長から李書記官に対し、

[Redacted]

○30年間も遺骨を放置しておくことは日本の行政府としても限界があると思う。にもかかわらず北との関係で難しい問題があるのならば南北双方の状況をみつつしばらく実施の時期を待つという意見も出てくるであろう。

1979

4.2

李書記官から股野ア北課長に対し

[Redacted]

(股野ア北課長の回答)

○北朝鮮と国交がない状況においては日赤を通じて本件を処理することとなるのは当然であり、我が国としては人道的な観点から本件を推進するとの基本態度に変わりはない。

[Redacted]

1980

1224

◎ 韓国側「合意文案」を呈示(1980.12.24)

別紙3「韓国側合意文案」

日本側「解決案」(1975.1.23)

解決案

(1) 厚生省は、「1年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、日本国内で遺骨リストを公示する。

(2)

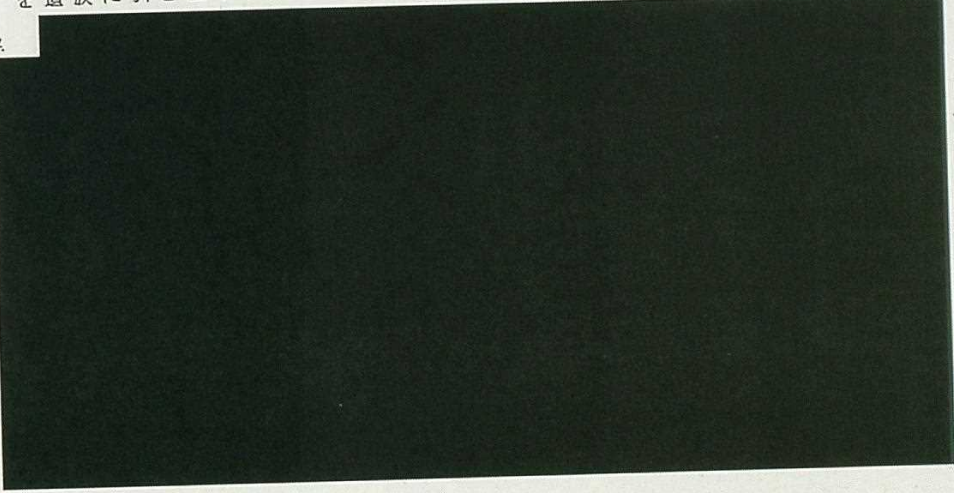
(3) 遺族が判明した場合は、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。

(1) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。

(4)

韓国側対案（1977/0/8）〔仮訳〕

1. 日本厚生省が「1年以内に遺族の申請がない場合、残余の遺骨に対しては、日本政府が適切に措置する」という意向を明記し、日本国内で遺骨の名簿を公示するとの日本政府の国内措置には反対しない。
2. 上記手続の後、韓国を本籍地とする者の遺骨全部 
3. 大韓民国政府は引き受けた遺骨のうち遺族が確認できる場合には遺骨を遺族に引き渡す。

4. 

韓国側対案(1980/224)〔仮訳〕

1. 日本厚生省は、1年以内に遺族の申請がない場合、残余の遺骨に対しては下記事項に従つて措置するという意味を明記し、日本国内で遺骨名簿を公示する。
2. 前1項の公示期間終了時点で日本政府は韓国を本籍地とする者の遺骨全部 
3. 韓国政府は、前記の引受けた遺骨のうち遺族が確認された場合には同遺骨を当該遺族に引渡す。

4. 